

「支給額 給付2」についての補足

＜給付2＞令和6年度住民税所得割及び令和6年分所得税が非課税(0円)であり、かつ令和5年度・令和6年度の低所得者向け給付金の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しなかった方に対して、最大で4万円(所得税分3万円、住民税分1万円)を支給するものです。支給額は、令和6年度住民税及び令和6年分所得税における状況によって、対象者ごとに異なります。

該当する 条件	令和6年度住民税 (令和5年分所得)における状況	令和6年分所得税 (令和6年分所得)における状況	支給額
パターン1	合計所得金額 48 万円超 または事業専従者	合計所得金額 48 万円超 または事業専従者	4万円
パターン2	合計所得金額48万円以下 かつ事業専従者でない	合計所得金額 48 万円超 または事業専従者	3万円 (※)
パターン3	合計所得金額 48 万円超 または事業専従者	合計所得金額48万円以下 かつ事業専従者でない	1万円

(※)パターン2 において、令和6年度住民税における扶養者が、令和6年度の調整給付の支給対象だった場合は、一人あたりの支給額を差し引きます。

＜例＞令和6年度の調整給付の際に、夫(扶養者)と妻(被扶養者)の2人分で4万円の支給対象だった場合、一人あたりの支給額は4万円÷2人＝2万円となりますので、パターン2の支給額3万円から2万円を差し引き、不足額給付金の支給額は 1万円となります。